

## 議案第 1 4 号

向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行																																	
別表 特別職の職員の報酬額表	別表 特別職の職員の報酬額表																																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職名</th> <th colspan="2">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>文化財保護審議会の会長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>学校運営協議会委員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額		略			文化財保護審議会の会長	日額	9,000円	同 委員	日額	9,000円	学校運営協議会委員	日額	3,300円	略			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職名</th> <th colspan="2">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>文化財保護審議会の会長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額		略			文化財保護審議会の会長	日額	9,000円	同 委員	日額	9,000円	略		
職名	報酬額																																	
略																																		
文化財保護審議会の会長	日額	9,000円																																
同 委員	日額	9,000円																																
学校運営協議会委員	日額	3,300円																																
略																																		
職名	報酬額																																	
略																																		
文化財保護審議会の会長	日額	9,000円																																
同 委員	日額	9,000円																																
略																																		
備考 略	備考 略																																	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。